

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月8日

【四半期会計期間】 第3期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 多田 勤

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 多田 勤

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期 連結累計期間	第3期 第1四半期 連結累計期間	第2期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	15,997	11,454	59,027
経常利益 (百万円)	2,256	1,455	4,372
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,051	796	426
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	895	1,005	873
純資産額 (百万円)	16,215	17,036	16,193
総資産額 (百万円)	69,473	66,847	69,454
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	32.28	24.43	13.09
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.1	24.2	22.1

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まれていない。

3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営む事業の内容に重要な変更はない。

また、主要な関係会社についても異動はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はない。

なお、重要事象等は存在していない。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、昨年来の経済政策への期待感に加え、大規模な金融緩和策の実施に伴い円高の修正が更に進むとともに、個人消費等各種経済指標が好転の兆しを示す等緩やかに景気回復傾向となったが、一方で欧州経済の停滞に加え中国経済の減速懸念が台頭しつつあり、予断を許さない状況となっている。

当社グループを取り巻く事業環境は、造船事業では引続きバルクキャリアーの船腹過剰により当該海運市況が低迷していることから新造船は低船価の儘推移しており、一部底値狙いの発注が見られたものの厳しい状況が続いた。かかる状況下、主力船型である省エネ対応のパナマックス・バルクキャリアー及びハンディケープ・バルクキャリアーに加え市場ニーズに即した新省エネ船型の開発を促進するとともに、別途、船舶技術力の向上に資するため、国内造船会社4社等で設立された共同技術研究会社である株式会社マリタイムイノベーションジャパンに参画した。

陸上事業及びレジャー事業では民間設備投資や公共投資の増加傾向に対応し積極的な受注活動に努めるとともに、顧客ニーズに即した新商品の開発と営業に努めた。

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は主に造船事業の減収により前年同四半期比4,543百万円（28.4%）減少の11,454百万円となり、営業利益は前年同四半期比811百万円（36.4%）減少の1,419百万円、経常利益は前年同四半期比801百万円（35.5%）減少の1,455百万円、四半期純利益は前年同四半期比255百万円（24.3%）減少の796百万円となった。

なお、当社グループは受注産業の事業の特性から、四半期業績が年度業績に必ずしも連動しない。

セグメント別の業績は次のとおりである。

造船事業

新造船における船価の低迷が続く状況において、当社は約3年分の受注残高を有していることから、慎重な受注方針のもと新造船の受注はしなかった。その結果当第1四半期連結会計期間末の受注残高は55,021百万円となった。新造船の引渡しは、83千重量トン型のパナマックス・バルクキャリアー1隻であり、修繕船等を加えた当該事業の売上高はリーマンショック後に受注した新造船が売上計上となったため、前年同四半期比3,760百万円（30.1%）減少の8,741百万円となった。連れて営業利益も前年同四半期比374百万円（17.5%）減少の1,767百万円となった。

陸上事業

陸上事業においては顧客ニーズに対応した積極的な受注活動に努め、化粧品製造用機械製造をはじめ各事業とも着実な受注残高の増加を果たした結果、当第1四半期連結会計期間末の受注残高は2,635百万円となった。売上高は環境工事等が前年に比し大口案件の計上がなかったこと等から前年同四半期比809百万円（33.0%）減少の1,640百万円となった。連れて営業損益は前年同四半期比268百万円減少し67百万円の営業損失となった。

レジャー事業

レジャー事業においても遊園地ニーズに対応した営業活動に努め、観覧車等の受注により当第1四半期連結会計期間末の受注残高は560百万円となった。売上高は前年同四半期比36百万円(3.8%)増加の1,007百万円となったが、営業損益は豪州観覧車の補修工事が悪天候の連続により工事期間が延びることが見込まれるため、保証工事引当金を223百万円追加計上したこと等から前年同四半期比149百万円減少し128百万円の営業損失となった。

その他の事業

ソフト開発等を行うその他の事業においては新規システムの開発、営業に注力したが、厳しいシステム投資環境から売上高は前年同四半期比10百万円(14.2%)減少の64百万円となり、営業損益も前年同四半期比7百万円減少し5百万円の営業損失となった。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて2,584百万円減少し、44,505百万円となった。これは主に、受取手形及び売掛金が2,087百万円増加したものの、現金及び預金が4,320百万円減少したこと等によるものである。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末に比べて21百万円減少し、22,342百万円となった。これは主に、投資有価証券が250百万円増加したものの、有形固定資産が246百万円、無形固定資産が39百万円それぞれ減少したこと等によるものである。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べて3,283百万円減少し、27,981百万円となった。これは主に、支払手形及び買掛金が1,176百万円、未払法人税等が704百万円、受注工事損失引当金が491百万円、保証工事引当金が470百万円、前受金が467百万円それぞれ減少したこと等によるものである。

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末に比べて166百万円減少し、21,830百万円となった。これは主に、長期借入金が370百万円減少したこと等によるものである。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて842百万円増加し、17,036百万円となった。これは主に、利益剰余金が633百万円、その他有価証券評価差額金が225百万円それぞれ増加したこと等によるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりである。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上していくことを可能とする者が望ましいと考えております。もっとも、上場会社として当社株式の自由な売買が行われている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれがあるもの、株主の皆様が買付けの条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの等も散見されます。また、造船事業及び陸上事業を手掛ける当社グループの経営においては、当社グループが保有する有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解に基づく中長期的な視野を持った経営施策が必要不可欠です。かかる買付行為がなされる場合や当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりかかる中長期的視野を欠く経営がなされる場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

従って、当社としましては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような大規模買付行為を行う者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループの企業価値の源泉は、顧客ニーズに即した製品を提供し続ける技術開発力、熟練した技能及び豊富なノウハウを有する従業員、顧客・地域社会・取引先との信頼関係、技術力の結晶を生み出す当社グループの事業拠点、人々の生活を豊かにするために日々研鑽する企業精神等にあると考えております。

当社グループといたしましては、これら企業価値の源泉を最大限に活用しつつ、以下の取組みにより、中長期的な視点から企業価値の向上に努めております。

持株会社の下で、連結経営のレベルアップを図り、それぞれの事業に最適なビジネスモデルの構築や、事業特性に応じたリスク管理力の強化を図っております。

持株会社に各事業グループを担当する役員を置き、事業グループ内における会社間の有機的な結合、シナジー効果の創出によって、事業グループ全体、ひいては当社グループ全体の収益力の強化を図っております。

多様化する顧客ニーズと信頼に応えるとともに、安全かつ、環境に配慮した製品の開発等の技術革新に絶えず取組み、製品の安全性、信頼性の確保を図っております。

自ら考え、働く集団を目指し、仕事の重要度や役割の大きさにより公正な評価と処遇を実現し、かつ人が育ち将来のキャリアを見通せる人事制度を導入することにより、次代に備えた人づくりと、職員の能力・意欲を引き出し、成果を実現させる会社づくりを進めております。

教育研修制度の充実により、永年にわたって蓄積した専門技術・技能・ノウハウの維持、向上及び円滑な継承を行うとともに、マネジメント力の強化と活力ある組織風土を実現いたしております。

相互信頼に基づく良好な労使関係を継続しております。

100年以上にわたり培った社会的信用や、4つの事業領域での実績を通して構築された顧客、地域社会、取引先等との揺るぎない信頼関係を維持しております。

このほか、経営の「意思決定機能」及び業務執行の「監督機能」と「業務執行機能」を分離し、効率的な意志決定及び業務執行の体制を構築するとともに、経営の透明性を保ちつつ、企業価値の向上を目指すことを狙いとして、執行役員制度を導入いたしております。また、事業年度ごとの経営責任をより一層明確にし、株主の皆様からの信任の機会を増やすために、取締役の任期を1年とするなど、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成23年10月3日付取締役会決議に基づき、で述べた基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催の定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として本対応方針を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合に、(a)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(b)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(c)当社取締役会または株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールへの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。

大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された「意向表明書」を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）（最大30日間の延長があります。）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委員会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、(b)大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び(c)大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行います。その場合、当社取締役会は、新株予約権の発行等の対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催するものとします。なお、独立委員会が(a)または(b)により対抗措置発動を勧告した場合であっても、当社取締役会が善管注意義務に照らし、株主総会に諮るべきであると判断する場合は株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、または取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動または不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更または停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成24年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応方針の更新（一部修正した上での継続も含みます。）については当社株主総会の承認を経ることとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sanoyas.co.jp/ir/other.html>）に掲載する「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続に関するお知らせ」をご覧ください。

各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本対応方針も、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は49百万円である。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月8日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,600,000	32,600,000	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は 100株である。
計	32,600,000	32,600,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日	-	32,600	-	2,538	-	1,110

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないので、直前の基準日である平成25年3月31日現在で記載している。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,572,900	325,729	-
単元未満株式	普通株式 4,800	-	-
発行済株式総数	32,600,000	-	-
総株主の議決権	-	325,729	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式65株が含まれている。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) サノヤスホールディングス(株)	大阪市北区中之島 三丁目3番23号	22,300	-	22,300	0.07
計	-	22,300	-	22,300	0.07

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	27,712	23,391
受取手形及び売掛金	2 14,821	2 16,908
商品及び製品	159	164
仕掛品	1,069	1,290
原材料及び貯蔵品	549	544
繰延税金資産	694	220
その他	2,103	2,010
貸倒引当金	19	24
流動資産合計	47,090	44,505
固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	3,568	3,508
土地	5,060	5,055
その他（純額）	7,530	7,350
有形固定資産合計	16,160	15,914
無形固定資産		
ソフトウェア	587	548
その他	48	48
無形固定資産合計	636	596
投資その他の資産		
投資有価証券	4,311	4,561
長期貸付金	93	93
繰延税金資産	230	220
その他	1,178	1,181
貸倒引当金	246	226
投資その他の資産合計	5,567	5,831
固定資産合計	22,363	22,342
資産合計	69,454	66,847

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 10,388	2 9,212
短期借入金	7,054	7,000
1年内償還予定の社債	30	30
未払法人税等	886	181
前受金	7,210	6,743
賞与引当金	420	221
保証工事引当金	1,903	1,432
受注工事損失引当金	2,051	1,560
その他	1,318	1,599
流動負債合計	31,264	27,981
固定負債		
社債	30	15
長期借入金	15,241	14,871
退職給付引当金	4,241	4,213
役員退職慰労引当金	95	-
資産除去債務	450	416
繰延税金負債	1,730	1,950
負ののれん	58	53
その他	147	309
固定負債合計	21,996	21,830
負債合計	53,260	49,811
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,538	2,538
資本剰余金	727	727
利益剰余金	10,999	11,632
自己株式	5	5
株主資本合計	14,259	14,892
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,068	1,293
繰延ヘッジ損益	2	23
その他の包括利益累計額合計	1,066	1,269
少数株主持分	867	873
純資産合計	16,193	17,036
負債純資産合計	69,454	66,847

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	15,997	11,454
売上原価	12,681	8,863
売上総利益	3,316	2,591
販売費及び一般管理費	1,085	1,171
営業利益	2,231	1,419
営業外収益		
受取利息	1	4
受取配当金	31	28
未払事業所税戻入益	58	-
為替差益	-	59
その他	36	54
営業外収益合計	128	147
営業外費用		
支払利息	81	83
その他	21	28
営業外費用合計	102	111
経常利益	2,256	1,455
特別利益		
固定資産売却益	1	64
特別利益合計	1	64
特別損失		
投資有価証券評価損	116	-
減損損失	16	1
固定資産除却損	7	0
固定資産売却損	0	3
特別損失合計	140	6
税金等調整前四半期純利益	2,117	1,514
法人税、住民税及び事業税	823	136
法人税等調整額	237	578
法人税等合計	1,060	715
少数株主損益調整前四半期純利益	1,056	798
少数株主利益	4	2
四半期純利益	1,051	796

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,056	798
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	160	228
繰延ヘッジ損益	-	21
その他の包括利益合計	160	206
四半期包括利益	895	1,005
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	890	999
少数株主に係る四半期包括利益	4	5

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
(連結納税制度の適用) 当社及び一部の連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より連結納税制度を適用している。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	23百万円	5百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第1四半期連結会計期間末残高に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	84百万円	62百万円
支払手形	1,222百万円	1,104百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	548百万円	493百万円
負ののれんの償却額	5百万円	5百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	162	5	平成24年3月31日	平成24年6月27日	資本剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

3 株主資本の著しい変動

当社は平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、繰越利益剰余金の欠損填補を目的として、その他資本剰余金を減少させ、繰越利益剰余金に振替えた。この結果、当第1四半期連結会計期間において資本剰余金が215百万円減少し、利益剰余金が同額増加している。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	162	5	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他の 事業 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	造船事業	陸上事業	レジャー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	12,501	2,449	971	15,922	75	15,997	-	15,997
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1	3	1	6	56	62	62	-
計	12,502	2,452	972	15,928	131	16,059	62	15,997
セグメント利益	2,142	201	20	2,364	1	2,365	134	2,231

(注) 1 「その他の事業」の区分は報告セグメントには含まれていない事業セグメントであり、ソフトウェア開発を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

セグメント利益の調整額134百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用137百万円、貸倒引当金の調整額1百万円及びセグメント間取引消去1百万円である。

全社費用は、当社において発生した報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他の 事業 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注3)
	造船事業	陸上事業	レジャー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	8,741	1,640	1,007	11,389	64	11,454	-	11,454
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	-	-	3	40	44	44	-
計	8,744	1,640	1,007	11,392	105	11,498	44	11,454
セグメント利益又は 損失()	1,767	67	128	1,571	5	1,565	146	1,419

(注) 1 「その他の事業」の区分は報告セグメントには含まれていない事業セグメントであり、ソフトウェア開発を含んでいる。

2 調整額は、以下のとおりである。

セグメント利益又は損失の調整額146百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用148百万円、貸倒引当金の調整額0百万円及びセグメント間取引消去1百万円である。

全社費用は、当社において発生した報告セグメントに帰属しない一般管理費である。

3 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	32円28銭	24円43銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,051	796
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,051	796
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,577	32,577

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 8日

サノヤスホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 井 隆 雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 潔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサノヤスホールディングス株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、サノヤスホールディングス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。